



居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

- 1、当事業所は富山県知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所です。
(事業所番号 1610610469)
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、(管理者・病院長) 林 則秀、
の常勤医師1名です。
- 2、要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診又は訪問診療による計画的、かつ継続的な
医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネージャーやサービス事業所への情報提供、並びに
利用者及び家族への医療的観点からの指導助言を行います。
- 3、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、水曜日の午後1時30分から午後4時30分、
金曜日の午後1時30分から午後2時30分に実施します。
但し上記の曜日が国民の祝日、及び8月14日～8月16日、12月30日～1月3日は休診します。
- 4、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、
訪問診察料といった医療保険にかかる費用とは別に、1回につき別紙の料金を徴収します。
但しいずれも1月に2回が上限です。尚、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は、公費制度
により負担金が補助されることもあります。
- 5、交通費については、以下の取扱いで徴収させていただきます。
当事業所を拠点として1 kmにつき22円(税込)です。生活保護世帯の方については、各市町村
により交通費を補助する制度もありますので、遠慮なくお申し出ください。
- 6、苦情等申立窓口について
 - ①当サービスについて不明な点や疑問、苦情等がございましたら、相談窓口(担当:地域連携室)
までお気軽にご相談下さい。総責任者は管理者(病院長)となります。 電話:076-475-3332
 - ②苦情受付機関は下記の通りです。

滑川市役所福祉介護課	住所:滑川市寺家町104	電話:076-475-2111
富山県国民健康保険団体連合会	住所:富山市下野字豆田995の3	電話:076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	住所:富山市安住町5の21	電話:076-432-3280
- 7、介護サービスの提供記録の開示
 - ・個人情報の取扱いには充分注意をしておりますが、サービス担当者会議等にてケアマネージャーや
他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておら
れない場合は、この限りではありません。
 - ・当事業所では、利用者またはご家族のご要望に応じ、介護サービス提供記録や診療録等を開示で
きる体制を整えております。
 - ・利用者のプライバシー保護に配慮し、原則的に閲覧が可能な方は利用者本人のみとなります。
法定代理人、親族の方など本人以外の方の閲覧については、担当者までお問合せ下さい。
- 8、附則 本説明書は令和6年6月1日より施行します。

- ◆ 居宅療養管理指導の提供開始に当たり、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名 医療法人社団 秀林会 吉見病院

所在地 富山県滑川市清水町3番25号

管理者 病院長 林 則 秀

説明者 _____

- ◆ 私は、事業者から居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること、並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日 利用者 住所 _____

氏名 _____

家 族 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____